

[提出書類] (提出する前に改めてご確認ください。)

(1) 健康保険 被保険者・家族 療養費・療養付加金支給申請書

(2) 添付書類(下記参照)

(* 添付書類は原本が必要となります。)

療養の種類		添付書類	注意事項
① 立替払い	誤って以前加入していた健康保険を使用してしまったとき	(1) 診療報酬明細書(レセプト) (2) 領収書	・診療報酬明細書はお支払いになった前加入健保から入手してください。(開封厳禁) ・前加入健保に支払った領収書 領収者名義が被保険者以外の場合は、領収者氏名と受診者氏名の記載がある、前加入健保からの通知書を添付してください。
② 海外療養費	海外で病気やけがをしたとき	(1) 診療内容明細書 (2) 領収書 (3) 領収明細書 (4) 上記書類の日本語翻訳 (5) 渡航期間がわかるパスポートの写し等 (6) 同意書	・明細書、領収書が外国語で記載されている場合は、翻訳者の住所、氏名のある翻訳文 ・海外渡航者の場合→渡航期間がわかるパスポートの写し(所持者、入出国記録のわかるもの) 海外勤務者または海外在住者の場合→在住等がわかるもの
③ 生血	輸血を受けたとき	(1) 保険医による輸血証明書 (2) 生血代金領収書	・輸血を必要と認めた医師の証明書(輸血の回数が記されているもの) ・領収書には、血液代金や移送にかかった運賃等の内訳が記載されているもの
④ 自費	健康保険の加入手続き中や急病でマイナ保険証等を持たず受診した等、やむを得ない理由で医療費を全額支払ったとき	(1) 診療報酬明細書(レセプト) (2) 領収書	・診療報酬明細書(レセプト)は、医療機関等にて「健康保険組合へ立て替え払いの申請をするために必要」である旨を申し出て交付をうけてください。医療機関より、診療報酬明細書が発行されない場合のみ、別紙(入院または外来明細書)に記入を依頼してください。 <u>※領収書と一緒に交付される診療明細書では手続きできません。</u>
⑤ 搬送費用	移植のために骨髄液、臍帯血等を搬送したとき	(1) 保険医による意見書 (2) 領収書	・移植を必要と認めた医師の意見書が発行されない場合のみ、別紙(搬送に関する医師意見書)に記入を依頼してください。 ・領収書には、搬送にかかった運賃等の内訳が記載されているもの

※はり、きゅう、あんま、マッサージ、治療用装具は、申請書が異なります。